

## 飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、飯田市におけるふるさと納税を活用した地域資源の促進及び地域の活性化を図るため、ふるさと納税返礼品の開発等に取り組む企業等が開発等に要した費用に対し、飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、補助金等交付規則（昭和45年飯田市規則第31号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税返礼品 主として市内で生産された原材料を加工したもの又は市内で製造し、若しくは加工した商品であって、本市の魅力の発信に資するものとして市長が認めるものであって、かつ、総務省が定めるふるさと納税に係る返礼品の基準を満たすものをいう。
- (2) 企業等 法人又は個人事業者をいう。
- (3) 市内協力企業 市長が、ふるさと飯田応援隊募集事業に参加する企業等及び市長がふるさと納税返礼品として適当であると認め、当該事業への参加の承認を受けた企業等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる企業等（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市のふるさと納税返礼品を開発する市内協力企業であり、又は当該市内協力企業となる見込みがある者であって、市内に事業所を有するものであること。  
この場合において、個人事業者であるときは、市内に住所を有し、及び長野県ふるさと納税又は電子商取引の実績を有しているものに限る。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 企業等の代表者その他の構成する者が、飯田市暴力団排除条例（平成23年飯田市条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第6条第1項の暴力団関係者でないこと。
- (4) この要綱以外の制度により補助金等の交付を受けている又は受ける見込みがある者でないこと。ただし、当該補助金等に係る事業に要した費用のうち、この要綱以外の制度により補助の対象とならない費用がある場合については、この限りでない。

(補助金の交付)

第4条 市長は、補助対象者に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象費用)

第5条 補助金の交付の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、次に掲げる事業（以下「開発等事業」という。）に係る費用であって、別表に定めるものとする。

- (1) ふるさと納税返礼品を新たに開発する事業
- (2) 既存の商品を改良し、ふるさと納税返礼品とする事業
- (3) その他市長が適当と認める事業

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象費用の2分の1の額とし、25万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（第9条及び第22条において「申請者」という。）は、飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が市の公簿等により確認できると認めた

書類については、添付を省略することができる。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 同意書（様式第4号）
- (4) 誓約書（様式第5号）
- (5) 申請者が個人事業者である場合は、長野県ふるさと納税又は電子商取引の実績が分かる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類（交付の審査等）

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）において当該申請の内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

- 2 審査会は、前項に規定する審査の結果を、市長に報告するものとする。（交付の決定）

第9条 市長は、補助金の交付の可否を決定し、飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。（申請事項の変更及び承認）

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第7条の規定により提出した書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金変更交付申請書（様式第7号）に、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金変更交付決定（不承認）通知書（様式第8号）により交付決定者に通知をするものとする。（補助金の概算払）

第11条 市長は、補助金の交付決定額の5割を超えない範囲で概算払することができる。

- 2 交付決定者は、前項の概算払により補助金の請求をしようとするときは、飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金概算払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。（実績報告）

第12条 交付決定者は、当該年度の事業完了時に速やかに、次に掲げる書類等を市長に提出しなければならない。

- (1) 飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金実績報告書（様式第10号）
- (2) 事業収支決算書（様式第11号）
- (3) 補助金の交付の対象となった事業により開発したふるさと納税返礼品。ただし、当該返礼品の提出が困難であるときは、返礼品の写真をもって代えることができる。
- (4) 補助対象費用の支払を証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類（額の確定）

第13条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金確定通知書（様式第12号）により交付決定者に通知するものとする。（補助金の精算）

第14条 第11条第2項の規定により概算払の請求をした交付決定者は、飯田市ふるさと納税返礼

品開発等支援補助金概算払精算報告書（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の請求）

第15条 第13条の規定による通知を受けた交付決定者が補助金の請求をしようとするときは、飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第16条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、請求書に記載された金融機関の口座に振り込む方法によって、交付決定者に補助金を支払うものとする。

（交付の決定の取消し）

第17条 市長は、規則第15条の規定に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付決定取消通知書（様式第15号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第18条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合は、交付決定者に飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金返還通知書（様式第16号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（報告等）

第19条 市長は、交付決定者に対して、開発等事業に関する報告又は書類の提出（次項において「報告等」という。）を求めることができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（財産処分の制限）

第20条 交付決定者は、開発等事業により取得し、又は効用の増加した財産については、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は処分してはならない。ただし、交付決定者が交付を受けた補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は開発等事業が完了した日の属する年度の末日の翌日から起算して5年を経過した場合は、この限りでない。

（関係書類の保管）

第21条 交付決定者は、開発等事業に係る帳簿及び証拠書類を整備し、開発等事業の終了年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（審査委員会）

第22条 審査委員会に次の各号に定める職を置き、それぞれ当該各号に定める飯田市の職員をもって充てる。

(1) 委員長 企画部長

(2) 副委員長 広報ブランド推進課長

(3) 委員 工業課長、農業課長及び委員長が指名した職員

2 委員長は前項に規定する者のほか、必要に応じて飯田市の職員以外の者を委員に任命することができるものとする。

3 審査委員会は、申請者の秘密保持等の観点から非公開により開催し、第7条の規定により提出された書類によって審査を行う。

4 会議を招集する時間的余裕がないと委員長が認めるときは、回議により行うことができる。

5 審査委員会の事務局は、広報ブランド推進課に置く。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第5条関係）

区分	補助対象費用の内容
謝礼	外部の専門家から指導を受けた場合の謝礼金
交通費	外部の専門家に支払う旅費又はマーケティング活動に必要な旅費
消耗品費	商品の容器若しくは包装材の購入費又は事業に必要な少額の物品の購入費
印刷費	パッケージ、包装紙、シール等の印刷費
運搬費	原材料、資材、試作品等の送付に係る送料
委託料	調査研究、パッケージデザイン等委託費、試作品等の外注加工費
手数料	各種許認可の取得費、成分分析又は検査費用
原材料費	試作に使用する原材料費
賃貸料	機器リース料等
その他	市長が必要と認める費用

年 月 日

飯田市長

所在地  
企業等名称  
代表者氏名  
電話番号

飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付申請書

飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

開発等事業の名称			
開発等事業の目的及び内容			
開発等事業の効果			
開発等事業の総事業費	円	補助対象費用	円
		交付申請額	円
開発等事業の期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
添付書類	(1) 事業実施計画書 (様式第 2 号) (2) 事業収支予算書 (様式第 3 号) (3) 同意書 (様式第 4 号) (4) 誓約書 (様式第 5 号) (5) 申請者が個人事業者である場合は、長野県ふるさと納税又は電子商取引の実績が分かる書類		
備考			



事業収支予算書

1 収入の部

区分	予算額（円）	説明
市補助金		
自主財源		
その他		
合計		

2 支出の部

区分	予算額（円）	説明
合計		

※見積書を添付してください。

※予算額は消費税を除いた金額を記入してください。

様式第4号（第7条関係）

同意書

飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金の交付を申請するにあたり、飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第3条に定める補助対象者の資格要件に該当するか否かの確認のため、納税状況等の必要な個人情報の確認を行うことに同意します。

年 月 日

飯田市長

所在地  
企業等名称  
代表者氏名



誓約書

私は、飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金の交付の申請に当たり、飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第3条に定める補助対象者の要件を満たしていることを誓約します。また、本事業を活用して開発した商品を飯田市ふるさと納税の返礼品として登録することを誓約します。

なお、市長が当該要綱の規定に違反すると認めた場合は、飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金の交付の決定の取消しに同意するとともに、既に交付を受けた飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金を返還することを誓約します。

年 月 日

飯田市長

所在地  
企業等名称  
代表者氏名

様

飯田市長

飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金について、飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付（不交付）を決定したので通知します。

記

開発等事業の名称	
決定内容	交付（不交付）
交付決定額	金 円

（不交付の場合はその理由）

飯田市長

所在地  
企業等名称  
代表者氏名  
電話番号

飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金変更交付申請書

年 月 日付け 飯広第 号で交付の決定を受けた飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

開発等事業の名称		
交付申請額	交付決定額	金 円
	変更交付申請額	金 円
	差引増減額	金 円
変更申請内容		
添付資料		

様

飯田市長

飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金変更交付決定（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金変更交付申請書について、下記のとおり交付の内容を変更することを決定（不承認）したので飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第10条第 2 項の規定により通知します。

記

開発等事業の名称		
当初交付決定日	年 月 日	
交付申請額	当初交付決定額	金 円
	変更交付申請額	金 円
	変更交付決定額	金 円

(不承認の場合はその理由)

年 月 日

飯田市長

所在地  
企業等名称  
代表者氏名  
電話番号

印

飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金概算払請求書

年 月 日付け 飯広第 号で交付の決定のあった飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金について飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第11条第2項の規定により、下記のとおり請求します。

記

開発等事業の名称	
交付決定額	金 円
概算払請求額	金 円
残額	金 円

振込先

金融機関名		支店名	
普通・当座	口座番号		
フリガナ			
口座名義人			

年 月 日

飯田市長

所在地  
企業等名称  
代表者氏名  
電話番号

印

飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金実績報告書

年 月 日付け 飯広第 号で交付の決定のあった事業が完了したので、飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類等を添付し、下記のとおり報告します。

記

開発等事業の名称	
交付決定額	金 円
事業完了日	年 月 日

添付書類等

添付書類等	添付確認
事業収支決算書（様式第11号）	
補助金により開発した返礼品	
補助対象費用の支払を証する書類の写し	

※補助金により開発した返礼品の提出が困難であるときは、返礼品の写真をもって代えることができる。

事業収支決算書

1 収入の部

区分	決算額（円）	説明
市補助金		
自主財源		
その他		
計		

2 支出の部

区分	決算額（円）	説明
計		

※決算額は消費税を除いた金額を記入してください。

様

年 月 日

飯田市長

飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績の報告があった飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金について、下記のとおり補助金の額を確定したので飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり通知します。

記

開発等事業の名称	
既交付決定額	金 円
増減額	金 円
補助金確定額	金 円



年 月 日

飯田市長

所在地  
企業等名称  
代表者氏名

飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金概算払精算報告書

年 月 日付け 飯広第 号により補助金の交付の決定を受けた補助事業について、飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり精算報告します。

記

開発等事業の名称	
概算払額	金 円
補助金確定額	金 円
差額	金 円

年 月 日

飯田市長

所在地  
企業等名称  
代表者氏名

印

飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金請求書

年 月 日付け 飯広第 号で補助金の額の確定がされた飯田市ふるさと納税返礼品  
開発等支援補助金について飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第15条の規定に  
より下記のとおり請求します。

記

開発等事業の名称			
補助金確定額	金		円
請求額	金		円
交付額の合計	請求額	金	円
	交付済額	金	円
	交付額合計	金	円

振込先

金融機関名		店名	
普通・当座	口座番号		
フリガナ			
口座名義人			

年 月 日

様

飯田市長

飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 飯広第 号で交付の決定をした飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金について、交付の決定を取り消したので飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱第17条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 取消しの内容

- 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- 補助金を他の用途に使用したとき。
- 飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金交付要綱に違反する行為があったとき。
- その他（ ）

2 取り消す交付の決定の内容

交付決定年月日 年 月 日

既交付決定額 金 円

既交付額 金 円

取消金額 金 円

様式第16号（第18条関係）

年 月 日

様

飯田市長

飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金返還通知書

年 月 日付け 飯広第 号で交付の決定を取り消した飯田市ふるさと納税返礼品開発等支援補助金について、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還額 金 円
- 2 返還期限 年 月 日
- 3 返還方法
- 4 返還事由